

社会保険担当部署責任者 — 社会保険担当者 各位

ブリヂストン健康保険組合



自営業者の被扶養者資格認定基準見直しについて

日頃より、健康保険組合の活動にご協力をいただきありがとうございます。
 表題の件、自営業者(個人事業主)の被扶養者認定について、健保連ガイドライン/他健保基準との比較
 ならびに給与収入のみの被扶養者認定とのバランスを鑑み、直接的必要経費を見直しましたので、下記のとおり連絡いたします。
 今後は、被扶養者異動増申請時、被扶養者資格確認調査時、共に当内容で進めさせていただきますので
 ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 自営業者の収入について
 健康保険における自営業者の収入については、「総収入金額から必要最小限の直接的必要経費(※)を差し引いた額」となっております。
自営業の収入 = 【 売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費) 】
 ※直接的必要経費は、売上をあげるために直接必要とされる原材料費等で必要最小限のものに限られます。
 給与収入のみの被扶養者認定については、税や社会保険料等を控除する前の「総収入」にて判断することとなっております。必要経費は一切認められていません。

2. 当組合が認める直接的必要経費
 「○」…直接的必要経費として認める経費
 「△」…条件付で直接的必要経費として認める経費
 「×」…直接的必要経費として認めない経費

科目	認定可否	補足
売上(仕入)原価	○	
給料賃金	×	
外注工賃	×	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	自宅と事業所が、別住所の場合は認める
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	×	
水道光熱費	△	自宅と事業所が、別住所の場合は認める
旅費交通費	×	
通信費	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	

※上記の項目は、収支内訳書の経費欄による

原則認めないとした経費について、異議がある場合は「個人事業主 直接的必要経費申告書」をご提出ください。申告内容をもとに健保で、直接的必要経費としての認定可否を判断します。
 自営業の収入とは別に恒常的な収入(給与収入、年金、恩給等)がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

3. 本基準での認定確認開始時期: 令和4年8月1日健保到着分より
 今年度の被扶養者資格確認調査時にも適用になります

以上